特別児童扶養手当の申請には以下のものが必要です

● （請求に必要なもの）∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

> 本籍地が箕面市の場合は、戸籍謄本の交付窓口で無料交付を申請することが出来ます。
> ※受付日より１か月間１度限り有効です。

- □ **申請者と対象児童の戸籍謄本（1ヶ月以内に発行のもの）**
- □ **障害判定書類（下記のいずれか）**
  - ○ **診断書**（特別児童扶養手当所定の様式：第１～８号）
    医師によって作成されたもの。原則として請求月またはその前月に作成されたもの。
  - ○ **療育手帳「Ａ」または「Ｂ１」の写**（「Ｂ１」は大阪府発行に限る。）
  - ○ **身体障害者手帳の写**（有効期限が定められている場合は、その通知文の写も要。）
    障害の部位や等級により該当しない場合があります。お問い合わせください。
- □ 申請者の**印鑑**
- □ 振込先として指定する申請者名義の金融機関の**預金通帳の写**（ゆうちょ銀行も可。）
- □ マイナンバーのわかるもの（申請者、対象児童、配偶者、扶養義務者）

※免許証等、本人の確認ができるものをご持参ください。

- □ 申請者が市民税（所得）を未申告の場合は、所得が０円であっても所得申告をしてください。
  申告方法は市民税室（０７２－７２４－６７１０）でご確認ください。
- □ 申請者のお勤め先住所の記入欄がありますので、事前に確認をお願いします。

● （状況により必要な書類）∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

児童と別居している場合

- □ **別居監護申立書**：児童居住地の民生委員または学校長・寮長等の証明が必要。
- □ **児童の世帯全員の住民票**：世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載のあるもの。

申請者が父母以外の者である場合

- □ **養育申立書**：申請者の居住地の民生委員の証明が必要。

実際の住所が住民票上の住所と異なる場合

- □ **住所要件に関する申立書**：申請者の居住地の民生委員の証明が必要。

児童が児童福祉施設を退所した場合

- □ **施設退所又は措置解除証明書、障害児施設受給者証の退所日を記載している部分の写**

【注意】 **必要書類をすべてそろえて申請にお越しください。不備・不足がある場合は受付できません。各証明書は１ヵ月以内に発行されたものを提出してください。審査の結果、認定されますと、請求日の属する月の翌月分から手当の支給対象となります。**

【問い合わせ先】箕面市教育委員会 子ども未来創造局 子育て支援室
〒562-0003　箕面市西小路４－６－１　別館２階子ども総合窓口
TEL　072-724-6791　　fax　072-721-9907